

京都大学立看板規程について(15)

【ご質問】(投稿日: 2018年4月23日)

『京都大学立看板規程』について、幾つか疑問があるので、以下の通りお尋ねいたします。

【1】そもそも、本規程には「立て看板」の定義が明らかにされておらず、第1条から説明なしにいきなり「立看板」と書かれています。確かに、立て看板が日常的な存在である大学の文脈の中にいる我々において、「立て看板とは何か」など説明すらいらないものなのかもしれません。しかし、本規程は立て看板という表現物への規制でありますから、その実施には慎重を期すべきであり、その対象が何であるかは正しく定められているべきであると考えます。

つきましては、『京都大学立看板規程』における、「立看板」の定義を教えてくださいたいと思います。

【2】また、「立看板」の定義を、まず規定に条文として記載すべきと考えますが、これについて大学の見解をお尋ねいたします。

【3】『京都大学立看板規程』第5条には、「(略)立看板の前面に、設置する団体名、設置に係る責任者(略)の氏名、連絡先及び設置期間を明記しなければならない。」とあります。意見箱の『京都大学立看板規程について(4)』(3月22日回答)では、氏名ではなく学籍番号でも可となるとのことですが、これらの情報(設置責任者の学籍番号・連絡先・設置期間)について、記載場所は立て看板の「側面」であっても問題ないと思います。(さすがに「裏面」だと確認が難しいと思いますが)

デザイン上の要請等から、上記の情報を立看板の前面ではない場所に記載することは許容されるかどうか、お尋ねいたします。

以上、大変長くなってしまいましたが、よろしくお願いいたします。

【回答】(回答日: 2018年5月23日)

(総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

【1】【2】一般的に立看板とみなされるものを適用対象としています。本学内においては、定義がなくても、規程の適用は可能であるとの考えに立って制定していますが、ご指摘については1つのご意見として承ります。

【3】学籍番号、設置期間等の立看板への記載場所ですが、側面に記載した場合、複数

のものが近接して設置された場合に確認しづらくなることが懸念されるため、前面に記載することとしていますが、今後の運用状況も見ていく必要があると考えており、ご指摘については1つのご意見として承ります。